

第百九十六回国
参議院国土交通委員会會議録第十三号

平成三十年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

伊藤 孝恵君

補欠選任

増子 輝彦君

五月二十一日

辞任

増子 輝彦君

補欠選任

柳田 稔君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

長浜 博行君

阿達 雅志君

井上 義行君

酒井 庸行君

山本 博司君

羽田雄一郎君

委員

足立 敏之君

青木 一彦君

朝日健太郎君

石井 正弘君

金子原二郎君

末松 信介君

高橋 克法君

中野 正志君

牧野たかお君

吉田 博美君

高瀬 弘美君

竹内 真二君

柳田 稔君

山添 拓君

室井 邦彦君

青木 愛君

行田 邦子君

平山佐知子君

野田 国義君

石井 啓一君

牧野たかお君

高橋 克法君

田中 利幸君

国務大臣

国土交通大臣

副大臣

国土交通副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

田中 利幸君

員

本日

の会議に付した案件

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長浜博行君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、伊藤孝恵君が委員を辞任され、その補欠として柳田稔君が選任されました。

○委員長(長浜博行君) 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石井国土交通大臣。

○国務大臣(石井啓一君) ただいま議題となりました海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国経済の持続的な成長を図るためには、我が国民間事業者の海外展開を促進し、新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことが必要不可欠であります。

一方、鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等の分野におけるインフラの開発や整備については、相手国政府の影響力が強いこと、我が国においてインフラ整備等に関する専門的な技術やノウハウは独立行政法人を始めとした公的機関が保有していること等により、民間事業者のみでは十分に対応できない場合があります。

案件形成から完工後の運営、維持管理まで官民一体となつてインフラシステム輸出を強力に推進する体制構築を進めるためには、独立行政法人等に、国内業務を通じて蓄積してきた技術やノウハウを活用し、我が国民間事業者が参入しやすい環境づくりを行わせるとともに、これらの独立行政法人等と民間事業者、その他の関係者の連携協力を図ることが必要です。

このような趣旨から、この度の法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣が、海外のインフラ事業への我が国事業者の参入の促進の意義や、参入の促進の方法に関する基本的な事項、独立行政法人等に行わせる海外業務の内容等を定める基本方針を策定することとしております。

第二に、国内業務を通じて技術やノウハウを蓄積している独立行政法人等について、海外のインフラ事業に関する調査、設計、運営などの業務を行わせることとしております。

第三に、国土交通大臣による情報提供、指導助言や関係者間の連携について定めることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(長浜博行君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十二時散会

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第一三八四号)(第一三八五号)

一、建設業法に基づく下請取引適正化に関する請願(第一三九二号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第一三九七号)(第一三九九号)

一、建設業法に基づく下請取引適正化に関する請願(第一四〇四号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第一四〇五号)

第一三八四号 平成三十年四月二十七日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 横浜市 NPO法人じんかん理
事長 堤年春

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第二三八五号 平成三十年四月二十七日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 群馬県前橋市 吉邑玲子

紹介議員 中曽根弘文君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第二三九二号 平成三十年五月二日受理
建設業法に基づく下請取引適正化に関する請願

請願者 埼玉県秩父市 鈴木修一 外二千七十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五七九号と同じである。

第二三九七号 平成三十年五月七日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 千葉市 特定非営利活動法人千葉
県精神障害者家族会連合会理事長
貫井信夫

紹介議員 平木 大作君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第二三九九号 平成三十年五月八日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 特定非営利活動法
人岩手県精神保健福祉連合会理事
長 高橋修

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第一四〇四号 平成三十年五月九日受理
建設業法に基づく下請取引適正化に関する請願

請願者 さいたま市 野村順 外四千八百
三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七九号と同じである。

第一四〇五号 平成三十年五月九日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 さいたま市 飯塚壽美

紹介議員 西田 実仁君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、海外社会資本事業への我が国事業者の参入
の促進に関する法律案

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の
促進に関する法律案
海外社会資本事業への我が国事業者の参入
の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外社会資本事業への我が
国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大
臣による基本方針の策定について定めるとも
に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構その他の法人に海外社会資本事業への我が
国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業
務を行わせる等の措置を講ずることにより、我
が国経済の持続的な成長に寄与することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「海外社会資本事業」と
は、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための
施設、都市における土地の合理的かつ健全な利
用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の
建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港
湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運
営又は維持管理に関する事業であつて、海外に
おいて行われるものをいう。

2 この法律において「機構等」とは、独立行政法
人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(第四条及
び第十六条において「鉄道・運輸機構」とい
う。)、独立行政法人水資源機構(第五条におい
て「水資源機構」という。)、独立行政法人都市再
生機構(第六条において「都市再生機構」とい
う。)、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住
宅金融支援機構」という。)、日本下水道事業
団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会
社(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九
号)第一条に規定する会社をいう。第十条にお
いて同じ。)、国際戦略港湾運営会社(港湾法(昭
和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十
一第一項の規定による指定を受けた者をいう。
第十一条において同じ。))及び中部国際空港株式
会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法
律(平成十年法律第三十六号)第四条第一項の規
定による指定を受けた者をいう。第十二条にお
いて同じ。))をいう。

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、海外社会資本事業への
我が国事業者の参入の促進を図るための基本的
な方針(以下「基本方針」という。)を定めなけれ
ばならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定める
ものとする。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入
の促進の意義に関する事項

二 海外社会資本事業への我が国事業者の参入
の促進の方法に関する基本的な事項

三 機構等に行わせる海外社会資本事業への我
が国事業者の参入の促進に資する調査その他
の業務に関する基本的な事項

四 機構等及び海外社会資本事業を行い、又は
行おうとする我が国事業者その他の関係者の
連携及び協力に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、海外社会資本
事業への我が国事業者の参入の促進に関する
重要事項

3 基本方針は、良質な社会資本の整備、運営及
び維持管理並びに海外社会資本事業への参入に
関する国際的動向を踏まえつつ、我が国に蓄積
された良質な社会資本に関する知識、技術及び
経験を活用し、国土交通大臣、機構等及び海外
社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国
事業者その他の関係者の相互の連携及び協力の
下、海外社会資本事業への我が国事業者の参
入の促進を図ることを旨として、定めるものと
する。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更
しようとするときは、あらかじめ、水資源の開
発又は利用のための施設に係る海外社会資本事
業に関する部分については厚生労働大臣、農林
水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機
構に行わせる業務に関する部分については財務
大臣に、それぞれ協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更
したときは、遅滞なく、これを公表しなければ
ならない。

(鉄道・運輸機構の行う海外高速鉄道調査等業
務等)

第四条 鉄道・運輸機構は、この法律の目的を達
成するため、基本方針に従つて、次に掲げる業
務を行う。

一 新幹線鉄道(独立行政法人鉄道建設・運輸
施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十
号)第四条第三号に規定する新幹線鉄道を
いう。))の技術が活用され、又は活用されるこ
とが見込まれる海外の高速鉄道に関する調
査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を
行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調
査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の
全部又は一部を行う事業を実施する者に対
し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出
資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこ
と。

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項の規定により成田国際空港株式会社が同

関する法律第十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同

十六条の五第二項とする。

(中部国際空港株式会社の行う海外空港整備等

資料の提供又は指導及び助言を行うため必要がある」と認めるときは、水資源の開発又は利用の

ための施設に係る海外社会資本事業に関する事項については厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣に対し、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する事項については財務大臣に対し、それぞれ必要な協力を求めることができる。

(関係者の協力)

第十四条 国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(過料)

第十六条 第四条第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした鉄道・運輸機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第四条第一項に規定する業務を行う。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第十九条第一項第一号中「第十三条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第七条第一項中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項」に改める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第三条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次条第一項において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第三項の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「前三項」を「前各項」に、「同条第四項」を「同条第五項」とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項に改め、同法第十七条第一項第一号の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同号及び同項第二号の改正規定の次に次のように加える。

第十九条第一項第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第一項の改正規定中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項」に、「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項から第五項まで」に改める。

(調整規定)

第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日である場合には、附則第二条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の改正規定

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項

3 機構は、前二項

4 機構は、前三項

第十七条第一項第一号の改正規定

同条第三項の下に「及び第四項」

同条第四項の下に「及び第五項」

第十九条第一項第一号の改正規定

第三項

第四項

附則第七条第一項の改正規定

若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項」

、第三項若しくは第四項を「若しくは第三項から第五項まで」

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第五条に規定する業務(第三十七条第二項第六号において「海外調査等業務」という。)を行う。

第三十一条第二項中「並びに第二項」を、「第二項並びに第三項」に改める。

第三十七条第二項第四号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 海外調査等業務に関する事項については、国土交通大臣

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

六 海外社会資本事業への我が国事業者の参

入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第六条に規定する業務を行うこと。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「次項第一号若しくは第四号」を「次項第二号若しくは第五号」に改め、同条第二項第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第七条の規定による調査、研究及び情報の提供を行うこと。

第十七条第一号中「業務並びに」を「業務」に改め、「」の下に「並びに同条第二項第一号の業務」を加え、同条第二号中「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

第十九条第一項中「第二項第一号から第四号まで」を「第二項第二号から第五号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項

第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。 第二十二条中「第二項第一号若しくは第二号」を「第二項第二号若しくは第三号」に改める。 第二十八条中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。 附則第七条第六項中「第四号」を「第五号」に、「第二項第一号」を「第三号」に改める。 （日本下水道事業団法の一部改正） 第八条 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。 第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第八条に規定する業務を行う。 第五十四条第三号中「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を加える。				
---	--	--	--	--

平成三十年六月七日印刷

平成三十年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A